

「学会賞についての細則」は、学会賞・大会発表賞・論文賞の選考規定とともにこちらに掲載しています。

会員の権利と会費についての細則

第1条

会員は、次に掲げる権利を有する。

- ・(1) 定期刊行の学会誌およびニュースレターの無料配付を受けること
- ・(2) 本会主催の大会等において学術報告を行うこと
- ・(3) 本会主催の行事に参加すること
- ・(4) 本会所有の図書を閲覧すること
- ・(5) 投稿規定に従って、学会誌に投稿すること
- ・(6) 本会役員の選挙権及び被選挙権をもつこと

2 前項の規定にかかわらず、団体会員および賛助会員は(1)の権利のみを有する。

第2条

本会の会費は、次のとおりとする。

- ・(1) 通常会員 年 7,000 円

ただし、

学生の場合 年 3,000 円

海外在住の外国籍会員の場合 年 3,000 円

とする。

- ・(2) 団体会員 年 8,000 円
- ・(3) 賛助会員 年 1口 20,000 円

2 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

3 会員に災害などのやむを得ない事態が生じた場合には、評議員会の承認を得て、会長は会費の納入を減免することができる。

4 会員（名誉会員を除く）は、会費を前年12月末日までに納めなければならない。

附則

本細則は2001年5月12日より実施する。

附則

本細則は2018年度より実施する。

役員等の選出についての細則

第1条

本会役員等の選出は、この細則によるものとする。

- 2 会長、評議員の選出にあたって、会長は選挙管理委員長および委員若干名を指名する。

第2条

会長は、会員の選挙により選出する。評議員会は若干名の会長候補を推薦することができる。

- 2 選挙は会員の郵送投票により、最多数の得票を得た会員を当選者とする。
- 3 複数の会員が最多の同票数を得た場合は、抽選によって当選者を定める。

第3条

幹事ならびに担当委員は、会長が委嘱し、総会に報告する。

第4条

評議員は、会員の郵送投票により得票数順に上位8名を選出する。複数の候補者が同数票を獲得したため上位8名を決定できない場合は、最下位同数得票者について抽選を行い、上位得票者とあわせて8名を選出する。選出された評議員により約4名の評議員を、得票数を参考に、分類群、地区の均整などを考慮して追加指名する。

第5条

編集委員長は、会長が委嘱し、総会に報告する。

- 2 編集委員は、編集委員長が推薦し、会長が委嘱して、総会に報告する。

第6条

監事は、総会で選出する。

- 2 評議員会は、監事の候補者を総会に推薦することができる。

附則

本細則は2004年3月14日より実施する。

議事録についての細則

第1条

総会、評議員会には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印しなければならない。

附則

本細則は、2002年3月16日よりこれを実施する。

特別会計についての細則

第1条

会長は、評議員会の議決を経て、特別な事業を遂行するために必要な特別会計を設けることがで

きる。

第2条

特別会計の収支予算および収支決算は、評議員会、総会の議決による承認を得なければならない。

第3条

特別会計をもって行う新たな事業は評議員会の議決を経て、総会の承認を得る。

附則

本細則は、2017年3月11日より実施する。